

エコマーク認定基準における「バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック」
の取扱方針案のパブリックコメントに寄せられたご意見と対応

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

No.	項目番号	ご意見	対応
1	全体	基本方針案について、大枠において賛成する。サプライチェーン全体を網羅する国際認証が活用可能な認証方法は理にかなっており、バイオプラスチックの普及とカーボンニュートラルの達成へ向け非常に現実的で有効であると考えます。 実配合品との区別を明確・徹底していくことに関する誓約書は必要と考え、賛成する。	方針案に賛同する意見として承りました。
2	全体	エコマーク認証の種類によっては、エコマークと海外のタイプ I 環境ラベルとの相互認証がされているケースがあると認識している。今回のバイオ特性割当プラスチックへのエコマークに関して、海外のタイプ I 環境ラベルとの相互認証の可能性を考慮して、それらとの認定条件の乖離が極力生まれないような条件設定がされることを希望する。もしくは、海外のタイプ I 環境ラベルにおいてバイオ特性割当プラスチックの概念が一般的ではない場合は、エコマークによる基準が海外に発信されることにより、基準作りの主導権を握っていくことを期待する。	エコマークは海外のタイプ I 環境ラベル機関との相互認証を、電子機器を中心に推進しています。バイオマス割当プラスチックについては、今後、海外の環境ラベル機関への情報発信も行っていきます。
3	全体	今回、日本における、マスバランス法に基づく「バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック」の公的認証制度を開始されるのは、バイオマスプラスチックの普及における有効性から非常に素晴らしいことと思う。 一方、現在マスバランス法に関する国際標準化についてだが、ISO では、TC308 (加工・流通過程の管理) でマスバランス法全般に関して基礎となる規格案 ISO/NP 13662 についての議論が始められた段階である。「バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック」認証基準の国際標準化に向けて、ISCC 等の既存の欧州基準にのみ依存するのではなく、早い段階から日本からも積極的な提案を行っていくことが望ましいと考える。	国際標準化に向けて、日本から積極的に提案をしていくことが望ましいという趣旨に賛同します。エコマークは海外のタイプ I 環境ラベルとの相互認証を進めており、この分野においても各国への情報提供を進めていきます。
4	全体	今回マスバランス原料の取り扱いをスタートする上で、一般消費者へマスバランスの考え方を積極的に PR して頂きたい。 正しく理解されることが、実配合製品の価値を守ることに必要だと考える。	解説書 22 ページ目に記載の通り、エコマーク事務局としても、国や関連機関と連携し、正確で分かりやすく、マスバランス方式を伝えるように PR に努めることとしています。
5	全体	今回の指針は、バイオプラスチックメーカーなどにとっては、証明書提出、LCA 解析、しかも第 3 者機関の証明書が必要となると、かえって面倒なことばかりであり、普及しないことが想定される。 短期間での大幅普及には、消費者にとっても、バイオプラスチックメーカーにとっても、なにかインセンティブが必要である。そうでないと全く普及しないのではな	エコマークは、タイプ I 環境ラベルとして、製品のライフサイクル全体の環境負荷低減に資する複数の基準項目を設定することが特徴です。その基準項目の証明方法としては、認定商品の信頼性確保は重要であるため、各要件を設

No.	項目番号	ご意見	対応
		いかと懸念する。	定しています。原案通りとします。
6	タイトル他(以下同様)	<p>「バイオマス由来特性」を「バイオマス特性」とすべき。</p> <p>■理由 A：「バイオマス由来」と主張したエコマーク認定商品が「化石資源由来」だと事実証明された場合、法令違反（景表法「優良誤認」、不競法「品質等誤認惹起」、独禁法「欺まんの顧客誘引」ほか）となり、本取扱方針（認定基準）案のままサービスを開始なされた場合、貴協会に対する訴訟リスクが高まるため修正なされることを強く奨める。</p> <p>■理由 B：「バイオマス」の用語定義は、国際標準 ISO14021 の 3.1.1 項で周知の事実である。</p> <p>■理由 C：エコマーク認定商品は、2008 年の環境偽装事件で社会問題化した過去事例があり、再び環境偽装事件になった場合、エコマーク事業の信用失墜とともに解約・収入減だけでなく、エコマーク事業の存続可否を含めた社会問題化へと進捗するものと危惧する。</p> <p>■理由 D：「化石資源由来」か「バイオマス由来」かは、ISO16620-2 等の試験証明で、誰でも容易に訴訟根拠となる事実証明書類が入手可能である。</p>	<p>「バイオマス由来」という表現がバイオマスを起源とした、いわゆる実配合を想起させる表現であるとの指摘と理解しました。再度、検討会で確認しましたが、「バイオマス」を単独で用いるよりも「由来」を記載することで、その特性を割り当てていることが明確になると考えます。原案通りとします。</p>
7	1p 1. 2 段落目の下から 1~2 行部分	<p>「日本でも、2020 年頃から大手商社や石油化学事業者を中心に製品化や製造が開始され、今後拡大する動きがある。このプラスチックは製造時のバイオマス原料の投入量と生産量をマスバランス方式と呼ばれる手法で管理し、バイオマス由来特性を割り当てることを特徴として おり、Renewable Attributed Products と呼ばれている。」と修正すべき。</p> <p>■理由 A~D：No.6 の理由の通り。</p> <p>■理由 E：「Renewable Attributed Products」と、標準規格（ISO、JIS 等）で用語定義がない、訴訟リスクの高い民間の主張をエコマーク認定基準案に引用なされる必要性がない。</p> <p>■理由 F：貴協会が当該主張を引用する行為は、本取扱方針案（認定基準案）で認定されたエコマーク認定商品が再生可能資源由来でなく、化石資源由来だと容易に事実証明なされた段階で、貴協会自身への訴訟リスクがより高まるだけだと推察する。</p>	<p>Renewable Attributed Products は、欧州プラスチック協会の見解書に基づいて記載していましたが、国内で広く浸透している呼称とまでは言えないため、修正します。</p>
8	1p 2.1) 1 行目	<p>「エコマーク商品類型（認定基準）のうち、プラスチック または繊維 素材の…」と修正すべき。</p> <p>■理由 A：過去から行政見解で「プラスチックと繊維とは異なる」事実が周知されている。</p> <p>■理由 B：また、繊維製品はプラスチック資源循環促進法や容器包装リサイクル法の対象ではない。</p>	<p>本方針は、合成繊維についても対象としています。そのことが明確にわかるように、合成繊維も対象とする旨の記述を追記しました（以降も同じ）。なお、本取扱方針は全てのエコマーク商品類型に一律に導入するものではなく、商品類型に固有の事情やグリーン購</p>

No.	項目番号	ご意見	対応
		<p>■理由 C：貴協会でも過去の行政見解を踏襲し、繊維製品とプラスチック製品のエコマーク認定基準は異なっており、プラスチックでない繊維を本取扱方針案（エコマーク認定基準案）の対象にする必要性はないと理解する。</p>	入法との整合などを考慮しつつ、順次水平展開していく考えです。
9	2p 3.	<p>「バイオマス」の定義を以下のように変更すべき。（赤字下線部を追記） 「もともと、生態学で生物（bio）の量（mass）を示す用語である。本方針では、化石燃料を除く、動植物に由来する有機物である資源のことをいう。ISO14021 3.1.1 項で定義される biomass を指す（原文 material of biological origin, excluding material embedded in geological formations or transformed to fossilised material and excluding peat）。」</p> <p>■理由 A：「バイオマス」は再生可能資源を表す、消費者に誤解を与えやすい主張の一つであるため、国際標準 ISO14021 の用語定義から引用すべきものとする。</p>	「バイオマス」の定義は、国の「バイオプラスチック導入ロードマップ」を引用しているため、用語の定義に引用元を明記したうえで、原案通りとします。なお、ISO の定義は解説書に補足として記載します。
10	2p 3. 他	<p>「バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック（バイオマス割当プラスチック）」を「バイオマス特性を割り当てたプラスチック（バイオマス特性割当プラスチック）」と修正すべき。</p> <p>■理由 A～D：No.6 の理由の通り。 ■理由 E：「バイオマス割当」は誤認させる可能性が高く、「バイオマス特性割当」の方が適切だと考える。</p>	No.6 と同じ。原案通りとします。
11	2p、12p 4-1-1.(1)	<p>このマークの目的は、消費者のみなさんが環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成をはかっていくこと、とされている。この目的達成のためには、以下がより効果的ではないかと考える。マスバランス方式による管理であっても、石油資源使用削減による GHG 排出量削減に効果は認められることから、消費者に対しより価値が伝わりやすい表現が望ましいと考える。</p> <p>「バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック」という表現が検討された経緯・考え方は理解するものの、消費者にとってわかりやすい表現であるかという観点からは見直しの余地を感じる。</p>	国内で普及するうえでは、名称が真の意味を表していることが重要と考えています。ご意見を参考に再度、表現を検討しましたが、結論としては原案通りとしました。
12	2p 3. 7p 1. 2)	<p>「バイオマス由来由来特性を割り当てたプラスチック」という名称について、もっと簡潔な名称を考えていただきたい。</p> <p>例えば、社内では、ライスレジンのようなプラスチックを「非分類プラ」と呼んでいる。</p>	No.11 と同じ。
13	2p、12p 4-1-1.(1)	<p>バイオマス由来割当量に関する基準は、「一般的な商流における製品」における割当量を適用できるよう希望する。</p> <p>例えば、食品用軟包装の場合、最終製品は加工食品となり、プラスチック軟包装は最終製品における重量パーセントとしては低くなる。同様に、粘着ラベル・表示ラベル</p>	割当量は解説に記載している通り、商品分野ごとの状況を考慮して決定する予定です。

No.	項目番号	ご意見	対応
		も最終製品（シャンプーのボトルや流通用段ボール）に対し重量パーセントは低くなる。軟包装や粘着ラベル、表示ラベル、オーバーラップ包装においては、この点を勘案して認定対象の割当量を設定していただきたい。	
14	2p、12p 4-1-1.(1)	基準項目および証明方法の「プラスチック（または繊維）中の…」の「（または繊維）」を削除すべき。また、表中の「繊維製品」は削除すべき。 ■理由：No.8の理由と同じ。	No.8と同じ。
15	2p、12p 4-1-1.(1)	表「バイオマス由来特性の割当率の設定を検討するエコマーク商品類型の例」については、商品類型の例の中に液成物、例えば接着剤、インキ、塗料等が含まれていないが、もし本リストが今後の検討商品類型を網羅するもの場合は、今後バイオマス由来特性割当品が展開されることを考慮して、上記のような液生物も商品類型リストに加えることを希望する。	本表は、現行の商品類型のうち植物由来プラスチック・合成繊維を対象とするものを元に例示したものです。従って、例示としては原案通りとしますが、本表に例示のない商品類型（今後、新たに策定する認定基準を含む）についても、本方針に従ってバイオマス由来特性に係る基準が設定される可能性はあります。
16	2p、12p 4-1-1.(1)	<p>本方針で扱う「MB方式によるバイオマス由来特性の割当」は、p.9の図2. クラッキング工程右側図にあるように一部バイオマスナフサをクラッカーに投入し得られた生成物のうち、特定の生成物（例ではプロピレン）にバイオマス由来特性を割り当てる場合を強く想定し検討されたものと見受けられる。この場合、クラッキングによる実際のバイオ分収率（図左側の赤色マスで示されるバイオマス由来成分）よりも多くのプロピレン分にバイオマス由来特性を割り当てることが可能となる（赤は2マスに対し緑は5マス）ことから、グリーンウォッシュとならないような表示表現配慮が必要なのは理解できる。</p> <p>2. クラッキング工程</p> <p>■ バイオマス由来 □ 化石資源由来 ■ バイオマス由来特性の割当</p> <p>しかし、左図で示されるようにクラッキングによる実際のバイオ分収率分（図のプロピレンの例では2マス分）を「バイオマス由来である」と表示することは倫理上問題のないものであると考える。</p> <p>2050年のカーボンニュートラルに向けてはバイオマスプラスチック（実配合品）の開</p>	本方針で意図するバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックは図の右側のケースを想定しています。実配合品と同等の割当を行いながら、セグリゲーション方式で管理されていないものの扱いについては、国際的な見解も定まっておらず、また ¹⁴ C法でも検証ができないため、本方針では原案通りとします。

No.	項目番号	ご意見	対応
		<p>発が促進されるように留意するとの記載があるが、バイオマス由来のプラスチック原料の生産設備規模は、既存の石油化学プラントにおける生産設備規模に比べて極めて小スケールであり、効率・コストを考慮すると、バイオマス由来のプラスチック原料を既存の石油化学プラントへ混合投入せざるを得ない。</p> <p>石油資源の使用を削減する取り組みにも関わらず、消費者へ価値が伝わりにくい表現しか許容されないことは受け入れ難く、上記のとおり、左図で示されるようにクラッキングによる実際のバイオ分収率分（図のプロピレンの例では2マス分）については「バイオマス由来である」と表示できるなど、MB品と差別化できる表現を認める制度へ修正を要望する。</p>	
17	2p、12p 4-1-1.(1) 他	<p>ロスへの割り当てが必要か。</p> <p>成形加工工程でもマスバランス方式を採用するという場合の話になるが、解説書 9p（オンライン説明会資料のページ番号⑱）のイメージ図によると、バイオマスを割り当てたPP樹脂を「5」投入し、バイオマスを50%割り当てた製品Aが「9」と、ロスにも50%割り当てたものが「1」あるようになっている。説明会後の質疑応答でも、オフガスなど副産物等にも割り当てが必要と事務局ではご認識されているとのご回答でした。しかしながら、成形加工時のロスとは品質的な違いがある程度で、組成としては製品と同じものである。バイオマス特性はロスには割り当てず、製品だけに割り当てる選択をしても良いと思うがいかがか。</p>	<p>バイオマス由来の原料と化石資源由来原料を混合して製造する場合、発生するロス分には理論上、発生量に応じたバイオマス由来の成分が含まれると考えられます。本方針においては、製品にバイオマス由来特性を割り当てるにあたり、ロス分へのバイオマス分を控除することが必要です。例えば、ロス分に相応分のバイオマス由来特性が割り当てられないとすると、収率が低下するほど、製品へのバイオマス由来特性の割当量が実際よりも多くなってしまいます。マスバランス方式を世の中に普及していくためには、適正に割り当てられていることが重要であるため、原案通りとします。</p>
18	2p、12p 4-1-1.(1) 他	<p>今回の取扱方針策定により、バイオマス割当プラスチックの導入が促進されることを強く期待しており、積極的な導入が進むよう、以下意見する。</p> <p>第三者認証の取得範囲について</p> <p>今回の方針では、ISCC PLUS 認証などの第三者認証をサプライチェーン(SC)全体で取得していることが条件となっているが、バイオマス割当プラスチックが普及しない要因の1つとして、認証取得に時間がかかる、海外の認証取得が難しいといった課題があると認識している。ISCC PLUS 認証は Site Specific（拠点毎に認証が必要）で、包装資材1アイテムの認証を取得するのに、多くの企業がSCに入ることが想定される。</p> <p>例) 樹脂メーカー→フィルムメーカー→商社①→コンバーター→製袋会社→商社②→問屋→ユーザー（合計8社）</p> <p>「悪さをしない為」に、諸条件を詰める必要があることは理解しているが、マスバラ</p>	<p>日本国内では、現時点でプラスチックに係るマスバランス管理の方法や認証制度は確立されておらず、また、国等の指針やガイドライン等も存在しません。他方、海外ではISCC PLUS 認証などの国際認証制度が存在します。このような状況下、エコマークが独自に証明方法を策定することは時期尚早と判断し、国内でマスバランス方式の管理について一定の合意形成が進むまでの過渡期の方法として、第三者による監査や既存の国際認証制度等を活用することとしました。</p> <p>本来は、日本に特有の商慣習やサプライチェーン</p>

No.	項目番号	ご意見	対応
		<p>ンス割当が固定されるタイミング以降は、第三者認証取得不要等、是非前向きにご検討頂ければバイオマス割当プラスチックが普及すると考える。</p> <p>例) フィルムやシートの状態で割当を固定し、それを証明できるものが準備出来れば、コンバーター以降は第三者認証不要等々</p>	<p>ンに即した、信頼性と合理性を高度にバランスさせた証明方法を独自に採用することが望ましいと考えます。今後の国内における議論の進展や国等の方針を踏まえ、エコマーク独自の証明方法を継続して検討していく考えです。</p> <p>バイオマス由来特性が固定されるタイミング以降の第三者認証取得を不要にすべきとのご意見は、例えば、成型工程以降（ブランドオーナーなど）で再割当が行われないことを事業者間の取引書類などで確実にしている場合には妥当と考えますが、実際の認定審査の段階では、割当方法や認証取得の運用は、証明書として提出する第三者による監査実施機関や各認証制度のルールに準じることとなります。なお、解説書に特定の国際認証制度を例示していますが、それらの機関に限定するものではありません。</p>
19	2p、12p 4-1-1.(1) 他	<p>今回のバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの取扱いは、再生可能資源の活用を拡大させる有効な手段であり、大変期待している。</p> <p>一方でこの方式が広く活用される為には、中小企業でも無理のない負担で行われることが重要かと考える。特に ISCC Plus の取得には初年度だけで数百万円の費用が必要であり、フィルムメーカーやコンバーターではなかなか踏み切れないメーカーも多い状況である。</p> <p>CLOMA のワーキンググループ (WG3、ケミカルリサイクル) でも、今後の普及に向けてこの点への指摘があった。(下記ご参考参照) 今後、細目が決まっていくことと思うが特に中流、下流にある個社の負担ができるだけ少なくなるような制度設計となるようお願いする。</p> <p>(参考)</p> <p>2022 年 1 月度 CLOMA 定期報告より抜粋 WG3 ～ケミカルリサイクル技術の開発・社会実装～ 11/18 には、日本化学工業協会とケミカルリサイクルについての意見交換会を実施し、ケミカルリサイクルの認証制度を中心に議論した。</p> <p>日本の CR の製品認証については、WG3 での種々企業のヒアリングの結果では、国際的に認められる標準にとの声が多いものの、1/12 の日化協の廃プラケミカルリサイク</p>	No.18 と同じ。

No.	項目番号	ご意見	対応
		<p>ル部会においては、現在の国際認証の為に求められる基準は非常に厳しく、国内中小企業では対応が難しいとの報告あり。国内普及の為に、実施可能なレベルでの日本独自の認証システムをつくり、段階を踏んでレベルを上げ、国際的な認知を目指す方向でまずは検討を考えていくとの報告があった。</p>	
20	2p、12p 4-1-1.(1) 他	<p>使用するプラスチック素材についての ISCC 認証書が提出でき、かつ、仕様書などにより認証プラスチックを使用していることが証明できる場合は、申請者自身が ISCC 認証取得していなくてもエコマーク認定の対象とするよう希望する。</p> <p>証明方法として「チェックリストまたは国際認証制度の認証を示す資料を提出」との案になっているが、「認証を示す資料」と「仕様書」を組み合わせることにより、ISCC 認証でカバーされるサプライチェーンの範囲の緩和を希望するとの意味である。</p> <p>例1：包装用ラミネート製品の場合</p> <p>例2：貼着ラベル製品（タックラベル）の場合</p> <p>例3：流通業者が在庫管理と物流を担う場合 (シュリンク包装フィルムやオーバーラップ用フィルム。実際のフィルム使用社とブランドオーナーが異なる場合も含む)</p>	No.18 と同じ。

No.	項目番号	ご意見	対応
21	2p、12p 4-1-1.(1) 他	<p>成形加工工程は ISSC 等の認証を不要としてほしい。</p> <p>理由：方針策定の経緯にも記載されている通り、2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けてバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックは再生可能資源の活用を飛躍的に拡大させるポテンシャルを秘めている。ただ、バイオマス由来を割り当てたプラスチックは、樹脂ペレットが製造されるまでの工程がこれまでの実配合品の生産と違ってくるものの、その後の成形加工工程では樹脂ペレットの取り扱いが変わるものではない。</p> <p>については、4-1-2 で規定するのは原料樹脂の製造までを対象としてほしい。</p> <p>ISSC 等の国際認証は、大規模なプラントを持つメーカーであれば認証を受けることも可能だが、大小さまざまな成形加工メーカーでの認証取得は経済的にも実務的にも大きな負担となる。あくまでポテンシャルを広げるのは樹脂ペレットの製造まででよいのではないか。その後の成形加工工程では実配合品同様に、製品に何割配合したかを製造工程管理することでのエコマーク認証基準制定を希望する。</p>	No.18 と同じ。
22	2p、12p 4-1-1.(1) 他	<p>現状の ISCC 等の国際認証制度は、非常に厳格な反面申請の手間や費用、認証取得後の維持管理など、バイオマス普及のためのしくみとして機能しているのか疑問な点が多い。(国内審査機関も現状 1 か所のみで、パンク状態)</p> <p>また、ISCC PLUS 認証などを受けたうえでさらにエコマーク取得手続きとなると、企業としてのメリットも含め動きが鈍る可能性が高いと感じる。</p> <p>国内でのバイオマス普及に向けては国際的な第三者認証に頼るのではなく、日本がバイオ先進国となるべく、より簡素化されバイオマス普及促進につながる日本独自の認証制度導入を検討いただきたい。</p>	No.18 と同じ。
23	2p、12p 4-1-1.(1) 他	<p>国際認証(ISCC PLUS など)を代用することは、申請者の負担が増大もしくは著しく制限される。</p>	No.18 と同じ。
24	2p、12p 4-1-1.(1) 他	<p>第三者認証の活用ではなく、エコマーク独自の審査で認証をして頂きたい。</p> <p>原料の購入伝票と全割当製品の出荷伝票、歩留データをそろえたうえで、認証対象製品の出荷分を明確にする方法で、認証頂けないか。</p> <p>第三者認証は、認証取得にも費用と時間を要することから、これを得たうえでさらにエコマークの認証を取得することは困難であるだけでなく、取得のメリットが少ないのではないかと考える。</p>	No.18 と同じ。
25	2p、12p 4-1-1.(1)	<p>第 3 者による監査または、認証証明書提出に関しては、以下の点が必要と思われる。</p> <p>①監査、認証証明書等のレベルを均一化するために基準を設定する。</p> <p>②第 3 者は、国などからの認証を受けるなど一定のレベルを有することが必要</p> <p>③第 3 者機関の監査などの費用をなるべく低減すること。現状の LCA 監査などはか</p>	No.18 と同じ。

No.	項目番号	ご意見	対応
		なり高額になっており、かえって、普及を妨げる。	
26	2p、12p 4-1-1.(1) 証明方法	「バイオマス由来特性の割当率の適正な維持管理として、プラスチックのサプライチェーンの各製造事業者等が、全原料投入量と生産量の年間実績および割当率（根拠となる資料を含む）を集計して記録すること」について、ISCC Plus 等のマスバランス方式の代表的な国際認証の取得には、上記に示される割当率の適正な維持管理は必要条件と認識している。よって、これら国際認証の取得をもって、上記条件は満たすとみなされる運用を希望する。また、集計・記録義務の範囲を明確にするために、「バイオマス由来特性の割当に関わる生産分における、全原料投入量と生産量の年間実績および割当率」といった表記への変更を希望する。	本項での量的管理の対象はバイオマス由来特性の割当に関わる部分のため、ご意見の通り、「バイオマス由来特性の割当に関わる生産分における、」の記載を追記します。
27	2p、12p 4-1-1.(1) 【証明方法】	「第三者による監査または認証（プラスチックの持続可能性を検証する国際認証制度など）を受けていることを証明する資料（監査報告書、認定証の写しなど）」に、「ISO/IEC17065 認定証書の写し」の提出を追加するべき。 ■理由 A：当該【証明方法】内で「根拠資料（…、Sustainability Declaration(SD)など）」と宣言だと認識されており、宣言者（監査機関）の力量証明を入手する必要性があると想定する。 ■理由 B：「ISO/IEC17065 認定証書の写し」で宣言者が製品認証機関として力量をもつのか否かを確認できる。仮に力量証明（製品認証資格）をもたず、製品認証を行った場合、法令違反による訴追リスクが高まる。	ご意見のように第三者機関の力量証明を活用することも選択肢の一つですが、現段階では、当該要件を満足できる機関が極めて限られており、運用に課題があると考えます。従って、原案通りとします。
28	3p、16p 4-1-2.(2)	証明方法として「バイオマス原料の素性（栽培地または廃棄物・副産物等の発生過程など）および樹脂製造までの一連の製造工程のフロー図（化学原料化、基礎化学品（モノマー）の製造、ポリマー製造等の関係する事業者名を明らかにすること）、およびチェックリストまたは国際認証制度の認証を示す資料を提出すること」となっているが、ここで必要とされる提供情報の項目は、実配合品の植物由来プラの基準と同様の項目・情報量とすることを希望する。もしくは、割当品において実配合品と違う条件設定が必要となる場合は、その理由が明記されることを希望する。製造工程や調達ソース情報の詳細は、各企業、もしくはその取引先の機密情報に該当する事項が含まれることが予想される。情報開示が不可能であることが理由でエコマーク取得を断念するケースの発生を防ぐために、これら事情が考慮された条件設定が成されることを望むと共に、提供された情報がどのように扱われるか（どの情報が誰に共有され、どの程度公の情報として扱われるか）についても明確になることが望ましい。 ※参考：実配合品の基準書（エコマーク認定基準における植物由来プラスチックの取扱いについて）の「4-1-1. 植物由来プラスチック（原料樹脂）のトレーサビリティに関する基準」より： 栽培地から植物由来プラスチック（原料樹脂）製造までのサプライチェーン（フロー	証明方法は、実配合品の現行の運用をより明確化したものです。なお、植物由来プラスチックの取扱い方針も本方針に整合を図り改定を予定しています。エコマークの申請に係る内容（情報）は、エコマーク使用基本契約書に基づいて守秘義務があり、エコマーク事務局および審査委員会限りでの取扱いになります。よって原案通りとします。

No.	項目番号	ご意見	対応
		図等。精製、発酵等を含む) および別表 1 への適合状況を記載した、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する証明書を提出すること	
29	3p、16p 4-1-2.(2)	現実には、もっと複雑であり、例えばバイオマス原料を購入してコンパウンドするメーカーなどは、全てのサプライチェーンに対応するのは無理があるし、不可能である。コンパウンドメーカーの場合、各バイオマス原料については、原料メーカーに割当率、トレーサビリティを出してもらおうようにすることで、重複をさける。	No.18 と同じ。
30	3p、18p 4-1-3.(3)	申請対象である国際認証済プラスチックが、その認証済サプライチェーン内において GHG 認証を得ている場合は、これをもって申請可能としていただくよう希望する。これは、申請者がプラスチックフィルム加工業(印刷・ラミネート業者、粘着加工業者、あるいはラベル印刷業者である場合)であり、かつ ISCC 認証を取得していない場合を想定している。この場合、申請者での加工内容が石化由来プラスチックとバイオマス由来割当プラスチックとで同等であることを証明でき、かつ仕様書等により国際認証認定品であることを証明できれば、ISCC 認証を得たサプライチェーン下での GHG 排出効果のデータによって申請をしたいとの意見である。	解説書に記載の通り、国際認証制度で検証された GHG 排出量を用いて証明することは可能です(ただし、化石資源由来の樹脂との比較は別途必要となります)。なお、「原料や製造工程(工場)が同じ場合には、学術雑誌等で発表された論文を引用することでもよい」としています。また、樹脂製造以降のシナリオが代替する化石資源由来の樹脂と同じ場合には、樹脂の LCA の結果を提出することでよいことを、解説書に補足します。
31	3p、18p 4-1-3.(3)	実配合品の基準書(エコマーク認定基準における植物由来プラスチックの取扱いについて)においては、LCA は第三者による実施に限定がされていないと認識している。割当品のみが第三者による LCA が必要となる場合には、その理由が明確にされることを希望する。また、どの程度第三者による実施が必要となるか(クリティカルレビューか、第三者認証の取得まで含まれるか、等)が明示されることを希望する。	バイオマス割当プラスチックを普及していくためには、信頼性の高い方法によって環境負荷低減効果が示されることが重要であるため、第三者によって検証されていることを要件としています。また、第三者の定義は解説書 20p に記載していますので、原案通りとします。
32	3p、18p 4-1-3.(3)	第 3 者による LCA 評価結果の提出に関しては、以下の点が必要と思われる。 ①LCA 評価レベルを均一化するために基準を設定する。 ②第 3 者は、国などからの認証を受けるなど一定のレベルを有することが必要 ③第 3 者機関の監査などの費用をなるべく低減すること。現状の LCA 監査などはかなり高額になっており、かえって、普及を妨げる。	No.27、31 と同じ。
33	3p、21p 4-1-4.(4) 1)	これまでのエコマークは、実配合されたプラスチック製品に付与されており同ジエコマークが使用されると実配合か割り当て品か見分けがつかないので、上述の記述にある「以下の事項に留意すること」ではなく、必ず注意文言を付記するよう「必須の条件」と明示していただきたい。 また、「表示×の例」ではなく、表示方法として「バイオマス原料由来を○%割り当てたプラスチックを使用」とするよう統一した表示方法を示すようお願いする。	ご意見を参考に修正します。

No.	項目番号	ご意見	対応
34	3p、21p 4-1-4.(4) 1)	<p>1. 「・・・留意すること。」については、留意したが、余白スペース等がなくて、付記しないという場合が考えられるため、実配合品との区別を明確にするため、「バイオマス原料由来を○%割り当てたプラスチックを使用」の付記を必須とするよう修正していただきたい。</p> <p>2. 【表示×の例】の記載があるが、上記意見内容1. に記載のとおり、【表示○の例】を強調して記載していただきたい。</p> <p>3. 樹脂原料自体がエコマーク認定を受けることも想定されるため、認定を受けた原料が使用された商品への表示についても基準、順守事項を設けていただきたい。</p>	No.33 と同じ。
35	3p、21p 4-1-4.(4) 1)	<p>「エコマーク認定の理由（「バイオマス原料由来を○%割り当てたプラスチックを使用」→「エコマーク認定の理由（「バイオマス特性を○%割り当てたプラスチックを使用」に変更すべき。</p> <p>■理由 A～D：No.6 の理由の通り。</p> <p>■理由 E：「バイオマス原料由来」は誤認させる可能性が極めて高く、「バイオマス特性」の方が適切だと考える。</p>	ご意見を参考に、「バイオマス由来特性を○%割り当てたプラスチック」と修正します。
36	3p、21p 4-1-4.(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマス由来プラスチックであることが、ユーザーにも容易に識別できるように、専用マーク、割当率を当該製品に付けるようにする。 ・ このことにより、エコマークのユーザーの認知度も上がり、ゼロカーボン製品であることを知ってもらうようにする。 ・ 環境表示の原稿等を提出すること。また、2)については誓約する文書を提出すること。とあるが、どこに提出するのか？提出すれば合格、OK か？不明瞭 	本方針では、エコマークの表示と共に付記する表現を規定しています。表示内容や誓約については、提出された内容を審査します。なお、バイオマス由来特性を割り当てたプラスチックは、ゼロカーボン製品とイコールではないため、原案通りとします。
37	7p 1. 1) 3～4 行 目	<p>「エコマークで用いる「バイオマス」および「バイオマスプラスチック」の用語の定義も、同ロードマップおよび ISO14021 を参考に作成した。」と追記すべき。</p> <p>No.9 の理由と同じ。</p>	No.9 と同じ。
38	7p 1. 2)下 2 行目	<p>「検討会では「再生可能原料」と呼称すべきとの意見があった一方 ISO14021 7.14 項との整合性がとれない問題が生じた。」と追記すべき。</p> <p>■理由 A～D：No.6 の理由の通り。</p> <p>■理由 E：ISO14021:2016 の 7.14 項に消費者が誤認しやすい主張表示の一つとして「Renewable material（再生可能材料）」があり、7.14.1 に用語の使用法、7.14.2 に限定条件が明示されているが、マスバランス認証品とは整合性がとれない状況である。</p>	議論の経過を記載している箇所であるため、原案通りとします。
39	9～10p 2)	<p>実配合品が主流化するまでの過渡期において、再生可能資源の活用を拡大するための現実的な方式としてバイオマス特性割当プラスチックを活用し、その概念の浸透をエコマークとして後押しすることに賛同する。マスバランス方式を活用したバイオマス</p>	方針案に賛同する意見として承りました。

No.	項目番号	ご意見	対応
		特性割当プラスチックが市場に広がることにより、需要規模が小さい場合でも事業化が可能となり、また設備投資が抑えられることで製品の開発コストを下げる効果も期待できると考える。	
40	10p 3.	バイオマス由来原料の使用を拡大させるためには、バイオマス由来原料の適用商品が一部限定的とならざるを得ない実配合のみならず、より幅広い商品にバイオマス由来原料が適用されるポテンシャルのある割当品も推進すべきであり、その目的から割当品が適用される商品分野は極力制限を設けないべきであり、よって、上記内容に賛同する。 加えて、適用範囲を展開していくためにはコンパウンド製品も適用対象に含まれるべきと考え、そのことが明確になるような表記が加えられることを希望する（例：「樹脂の種類、及び配合有無を限定しない」）	方針案に賛同する意見として承りした。本方針はプラスチック・合成繊維における原則を記載したものであり、実際のエコマークの商品分野では、複数部品を組み合わせた製品や、添加剤やポリマーブレンドなどを使用した製品も存在します。従って、原案通りとします。
41	10p 3.	3). 本取扱商品を取り扱う商品類型について ・ 今後は、林業、漁業にもバイオマス由来プラスチックの普及が期待されることから、これらも商品類型にに入れるようにする。 ・ 生分解性能の取扱いについては、欧州の動向をみても今後大幅に伸びる可能性がある。 ・ 生分解性樹脂の場合、焼却処分しなくても生分解するため、まさにカーボンゼロ樹脂である。産総研などの生分解性能の検討に合せ、生分解性能を組み込むようにする。	生分解性能の評価については、No.141「生分解性プラスチック製品 Ver1」の認定基準が設定されているため、原案通りとします。
42	13p 1)	「現時点でクラッキング工程への投入が想定される原料に限って考えれば、それが化石資源由来であるか、バイオマス由来であるかによって製品収率に大きな差が生じることは考えづらいため、現時点においては両者が同程度の収率で製品に転化されるものと考え、基準を設定することとした」については、バイオマス由来原料と化石資源由来原料の使用の両者が、同程度の収率で製品に転化されると判断されたことに関して賛同する。両者の製品収率に対する影響が科学的に検証されることがない限りは、製品収率に関しては同等であると扱うべきと考える。	方針案に賛同する意見として承りました。
43	13p 1)	該当内容：オフガスへのバイオマス由来特性の割当 「ISCC 等でもオフガス分のバイオマス由来特性を製品に割り当てることは認めていない。」については、フレアリングされるガスはロスとみなすことで異論ないが、燃料として利用されるオフガスはロスとは扱われないように見直し頂きたい。弊社が確認する限りにおいては、ISCC 基準書ではオフガスをロスとして扱う記載はなく、また ISCC の審査機関からはロスフレアリングされたガスを指すというコメントも得ており、オフガスの扱いは現在議論中である。オフガスを燃焼することで、外部から追加的な化石燃料を持ち込むことがなくなり、大気中に放出される GHG 量を全体では	ご意見に基づき、エネルギー利用されるオフガスとロスを分けて記載し、明確化することとします。

No.	項目番号	ご意見	対応
		抑制しているため、趣旨としてもロスとすべきではないと考える。また、オフガスがロスとして扱われると、バイオナフサから価値訴求できるバイオ特性分が目減りすることでコスト面のハードルがより一層高くなり、バイオマス由来特性割当品の導入・拡大を妨げることに繋がると考える。	
44	13～14p 2)	バイオマス由来特性の割当プラスチックが、実配合品が普及するまでの過渡期の方式である位置づけから、実配合品の普及を妨げないような配慮が必要という点は理解出来る一方で、持続可能性の国際認証制度（ISCC PLUS, RSB, REDcert 等）とエコマーク認証の間で、必要な最低必要割当量に齟齬が発生することによる混乱を懸念する。具体的には、国際認証は取得出来ているにも関わらず、割当率の問題でエコマークは取得できないケースが頻発すると、適切な割当率の設定が難しくなる可能性が危惧される。商品類型毎の基準値の設定にあたっては、その点も考慮された基準値設定がされることを望む。	エコマークは、タイプ I 環境ラベルとして、製品のライフサイクル全体の環境負荷低減に資する複数の基準項目を設定することが特徴です。割当率については、関連する認証制度の数値を参考とはするものの、商品分野の特性に応じて設定を行う予定です。
45	14p 5. 2) 2行目	「バイオマス由来成分が多く使用されるように促す…」→「バイオマス原料が多く混合されるように促す」に変更すべき。 ■理由 A～D：No.6 の理由の通り。 ■理由 E：4-1-4(4)項では、「【表示×の例】 … ・バイオマス原料を「使用」または「含む」等の実配合を想起する表現」とあり、全く整合性がない表現となっている。	ご意見を参考に、「バイオマス原料に可能な限り多く代替されるように促す」に修正します。
46	14p 5. (3)他	「部分バイオマス」→「部分的なバイオマス特性割当」に変更すべき。 No.6&10 の理由と同じ。	ご意見を参考に、「バイオマス由来特性の部分的割り当て」に修正します。
47	14p 5. (3)他	「バイオマス PET（実配合品）」→「バイオベース PET（実配合品）」に変更すべき。（他、PE 等の別の樹脂の記載も同様） No.6&9 の理由と同じ。	国の「バイオプラスチック導入ロードマップ」を参照し、「バイオ PET（実配合品）」に修正します。
48	16p 3)	「これらの仕組みを有する国際認証制度を活用することでも、MB 方式の適正運用の確認が可能と考えられる」については、持続可能性の国際認証制度の活用に関しては、マスバランス方式の適正運用のために取りうるひとつ手段として可能性を示唆するに留まっているように解釈できる。インプット・アウトプットの管理とバイオマス由来特性の適正割当の透明性をサプライチェーン全体を通して担保するためには、持続可能性の国際認証制度、もしくはそれに代わる第三者機関による認証の取得を必要条件にすべきと考える。	証明方法では、「第三者による監査または認証」としているため、第三者機関による監査も含まれます。
49	17p 4)	持続可能性の評価基準の参照先として RED（欧州再生可能エネルギー指令）が言及されているが、RED は 2022 年末での改正が予定されているため、本基準書の制定タイミングによっては、RED 改正の動向も注視しておく必要があると考える。	RED の改正状況については、動向をウォッチし必要に応じて取扱方針等の改定を行います。現時点では原案通りとします。

No.	項目番号	ご意見	対応
50	18～20p 5)	<p>本基準書において用いられている“LCA”が、Carbon LCA (c-LCA) のみを指すか、GHG 排出量以外の項目も含んだ LCA を指すかを明記することが望ましいと考える。</p> <p>また、仮にそれが実配合品のバイオマス(植物由来)プラスチックの基準における LCA 条件と異なる場合は、その理由も明示されることが必要と考える。</p> <p>6月14日のエコマーク事務局の説明会の Q&A セッションにおいて、LCA は c-LCA のことを指すと事務局から言及があったが、その場合、フルセット LCA を前提とした ISO14040/ISO14044 に準拠するということと矛盾すると考えられる。また、p.20 に「前述の持続可能性の国際認証制度では、ライフサイクルを通じた GHG 排出量 (Cradle to Grave) の検証を認証要件としているものがある」とした上で、認証機関に提出した GHG 排出量の検証結果の提出をもって代えられる旨の記載があるが、その場合はフルセット LCA ではなく c-LCA に限定されると解釈できる。これら踏まえて、c-LCA のみが必要とされるか、そうでない場合は具体的に必要とされる LCA 項目が明示されることを望む。</p>	ISO14040/ISO14044 に準拠し、全ての影響領域で算定することを推奨しますが、少なくとも c-LCA の提出が必要となります。
51	19p 5)	<p>バイオマス特性割当プラスチックの環境負荷低減効果の評価に関して、「特に、ナフサクラッカー等に投入する前段階までのバイオマス由来原料と化石資源由来の原料の環境負荷を比較するだけでは不十分で、4-1-3.(3)の基準に従って「製品ライフサイクル全体」、プラスチック(樹脂)生産までの環境負荷を比較評価する必要がある」とあるが、ここで求められる LCA のバウンダリーが、製品ライフサイクル全体の LCA と、プラスチック(樹脂)生産までの LCA のどちらなのか、または両方を含むのかを明確にする必要があると考える。その上で、製品ライフサイクル全体の LCA を適用する場合は、統一的な算定手法の確立に至っていない使用・廃棄以降の扱いを明確にする必要があると考える。例えば、使用・廃棄以降は参考値として記入することを明記した上で、それ以前の工程とは明確に区別して報告するといった様に、実現可能性を考慮した上で、どのようなバウンダリー設定による LCA を明記する必要があると考える。</p>	LCA の実施方法については、ISO14040、ISO14044 に準拠することとしておりますが、統一的な算定方法をエコマークが決めることは適切でないと考えます。そのため、LCA の信頼性を高めるために第三者による実施を求めています。原案通りとします。
52	3p、21p 4-1-4.(4) 2)	<p>「マスバランス材料と実配合材料とが構成材料として混在する場合の主張方法」の「同一製品の構成材料(または分子構造)にマスバランス方式による材料と、実配合による材料が混在する場合には、それらを区別して主張すること(合算等してはならない)」については、例えば多層フィルムの場合、多層フィルムの設計・フィルム構造自体が機密情報にあたるケースがありうる。実配合品と合算しての主張はすべきでないことは理解するが、フィルム構造を開示しない、もしくは企業側が問題が無いように考慮されたような開示条件が設定されることを希望する。</p>	(4)では、製品やカタログ等にエコマーク表示する場合には、エコマーク認定の理由が明確になるように記載することとしています。割当量については、商品の申請時に表記方法を確認します。原案通りとします。
53	その他	<p>申請したプラスチックフィルムの最終用途に応じ、厚生労働省告示 370 号または PL 登録を必須要件としないよう、希望する(例:洗剤等の非食品用途、または直接食品接触しない用途=外装ラベル、など)。これはチェックリストに明確な記載がなかった</p>	厚生省告示 370 号等への適合は、本方針案では触れていませんが、各商品タイプの認定基準でプラスチック共通の項目として設定している場

No.	項目番号	ご意見	対応
		ため、確認及び希望として申し上げる。	合には、適用されます。
54	その他	現行のエコマークを使用するのはやめていただきたい。 エコマークといえバリサイクルの印象が高く、バイオマスでさえ説明が必要なのに、知名度の高いマークを使用することは、明らかに誤解を生じる。	エコマーク自体は単一のロゴによる環境ラベルです。ロゴ自体の変更はしませんが、4-1-4.(4)に規定するように説明を付記することとしています。原案通りとします。
55	その他	SDGs 持続可能な・・・からみると、持続性がないことは明らかである。結論的に言えば、実配合主義を貫き、認証しないことがよいと考える。	2050年のカーボンニュートラルに向けて、バイオマスの活用を拡大していくことが重要であり、実配合品とバイオマス割当プラスチックの両方を推進していくことが必要と考えます。原案通りとします。
56	その他	ケミカルリサイクルによる廃プラスチック由来原料を用いた再生プラスチックの展開は、化石資源使用量や環境負荷の低減の観点から、植物由来プラスチックと同様に早急な社会実装が求められる重要な製品コンセプトと考える。一方で、実配合品を展開するまでにはコスト・フィードストックの量・設備投資といった課題があり、過渡期における展開を後押しする実現的な解としてマスバランス方式の活用が期待される。本基準書におけるバイオマス由来特性割当プラスチックの基準策定を契機に、廃プラスチック由来原料の特性割当プラスチックの基準策定も早急に行われることを望む。	循環型ケミカルリサイクルに関しても、2050年のカーボンニュートラルに向けた重要な方策の一つと考えており、エコマークでも検討を進めていく予定です。
57	その他	再生プラスチック（ケミカルリサイクル）への適用予定について マスバランス方式の考え方は、ケミカルリサイクルによるリサイクルナフサ等の活用にも適用できるかと考える。今後再生プラスチックを使用したエコマーク基準にもマスバランス方式の考え方を入れていく予定はあるか。	No.56と同じ。
58	その他	ISCC PLUS 認証にて「Circular」に分類される、リサイクル由来特性を割り当てたプラスチックについても、エコマークの認定基準に追加検討をお願いする。 バイオマス由来同様に環境負荷低減に資する材料であり、エコマーク認定基準に加えて頂くことで普及が促進されると考える。	No.56と同じ。
59	その他	植物由来プラスチック実配合品の適用商品類型実配合品において、植物由来を用いたプラスチックで商業化されている種類が増えている実態を鑑みて、実配合品の適用商品類型が拡大されることを望む。具体的には、PA、PC、ポリウレタン等が考えられる。	植物由来プラスチックに関しても、環境負荷低減効果が確認された樹脂については、適用する商品類型や対象樹脂を拡大していく予定です。
60	その他	バイオマスナフサ由来エチレンの国内特定企業特許について バイオマスナフサを用いて生産されたエチレンから出来上がるポリエチレンについては、マスバランス方式においても国内の特定の企業が保有している特許に抵触する場合があります。独占的な権利の下での実現になると認識している。この状況が幅広くバイオマス原料を用いたプラスチックを普及させる障害となる可能性があるが、エコマ	本方針は、バイオマス割当 PE に限定したものではありません。環境ラベル制度であるエコマークが、特定企業の知的財産権に関与する考えはありません。

No.	項目番号	ご意見	対応
		ク事務局として対応策についての考えはあるか。	
61	その他	現状、エコマークの認知度はかなり低いと言わざるを得ない。今後、バイオプラスチックが、現状の年間6万トンが、2030年までに年間200-250万トンと約40倍の普及となり、関係者への周知徹底が必要である。	No.4と同じ。

合計 61 件(15 名)

以上